

汚染土壌の取扱いについて

汚染土壌の取扱いについては、「土壌汚染対策法に係る技術的事項について」（平成14年9月20日中央環境審議会答申）において、以下のとおり記述。

（以下、答申抜粋）

土壌汚染対策法に係る技術的事項について

5 汚染の除去等の措置の実施に関する技術的基準【法第7条第4項関係】

(4) 各措置の具体的内容について

指定区域外土壌入れ換え措置

- ・ 汚染土壌の範囲内において土壌を深さ50cm以上掘削除去し、その上面を砂利等の仕切により覆った上で、厚さが50cm以上の掘削した汚染土壌から特定有害物質を除去した土壌又は汚染されていない別の土壌の層により覆うこと。その際に、覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずること。
- ・ 掘削した汚染土壌を他の場所へ搬出してはならないこと（当該土壌からの汚染の除去又は当該土壌の適正な処分（環境大臣が定める方法による。）のため当該土壌を他の場所へ搬出する場合を除く。）。
- ・ 掘削した汚染土壌からの汚染の除去又は当該土壌の適正な処分のため当該土壌を他の場所へ搬出する場合には、搬出中に特定有害物質又は特定有害物質を含む汚染土壌が周辺に飛散等しないようにするとともに、汚染土壌の搬出先において、周辺環境に特定有害物質による汚染を拡散させることなく汚染土壌からの汚染の除去又は適正な処分が行われたことを環境大臣が定めるところにより確認すること。

措置の実施後は、土地所有者等において覆いを定期的に点検し、覆いの損壊のおそれがあると認められる場合には、速やかに覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずることが望ましい。

掘削除去措置（掘削浄化埋め戻しも含まれる。）

- ・ 汚染土壌の範囲及び当該範囲内における汚染土壌の深さをボーリング調査等によ

り確認し、汚染土壌を掘削除去し、掘削した汚染土壌から特定有害物質を除去した土壌又は汚染されていない別の土壌により埋め戻すこと。

- ・ 土壌溶出基準を超える指定区域にあっては、埋め戻しの後に指定区域内の1か所以上に観測井を設け、環境大臣の定める方法により1年に定期的に4回以上測定し、浄化基準を超過しない状態が2年間継続することを確認すること（指定区域内の地下水が浄化基準を超過しないうちに掘削除去措置を実施した場合には、1回の確認でよい。）。
- ・ 掘削した汚染土壌を他の場所へ搬出してはならないこと（当該土壌からの汚染の除去又は当該土壌の適正な処分（環境大臣が定める方法による。）のため当該土壌を他の場所へ搬出する場合を除く。）。
- ・ 掘削した汚染土壌からの汚染の除去又は当該土壌の適正な処分のため当該土壌を他の場所へ搬出する場合には、搬出中に特定有害物質又は特定有害物質を含む汚染土壌が周辺に飛散等しないようにするとともに、汚染土壌の搬出先において、周辺環境に特定有害物質による汚染を拡散させることなく汚染土壌からの汚染の除去又は適正な処分が行われたことを環境大臣が定めるところにより確認すること。

6 土地の形質の変更の施行方法に係る基準【法第9条第4項関係】

土地の形質の変更の施行方法に係る基準としては、土地の形質の変更の際に遵守すべき事項と、形質の変更の際に指定区域内の土壌を指定区域外に搬出する場合の方法について、以下の内容とすることとする。

(1) 土地の形質の変更の際に遵守すべき事項

- ・ 指定区域内の土地の形質の変更の際し、汚染土壌が露出して、当該指定区域の外に特定有害物質及び特定有害物質を含む汚染土壌が飛散等しないようにすること。
- ・ 指定区域内の土地の形質の変更の際し、汚染土壌（土壌溶出基準を超えるものに限る。）が当該指定区域内の帯水層に接するような状態にならないようにすること。
- ・ 指定区域内の土地の形質の変更を行った後には、法第7条第4項の技術的基準に適合した状態とすること。

(2) 土地の形質の変更の際の土壌の搬出の方法

- ・ 指定区域内の土壌を他の場所へ搬出してはならない（当該土壌からの汚染の除去又は当該土壌の適正な処分（環境大臣が定める方法による。）のため当該土壌を他の場所へ搬出する場合を除く。）。
- ・ 当該土壌からの汚染の除去又は当該土壌の適正な処分のため当該土壌を他の場所へ搬出する場合には、搬出中に汚染土壌が周辺に飛散等しないようにするとともに、汚染土壌の搬出先において、周辺環境に特定有害物質による汚染を拡散させることなく汚染土壌からの汚染の除去又は適正な処分が行われたことを環境大臣が定めるところにより確認すること。

おわりに

今回の審議により、土壤汚染対策法の施行のために必要な土壤汚染対策法に係る技術的事項等については概ね取りまとめられたものと考えられる。

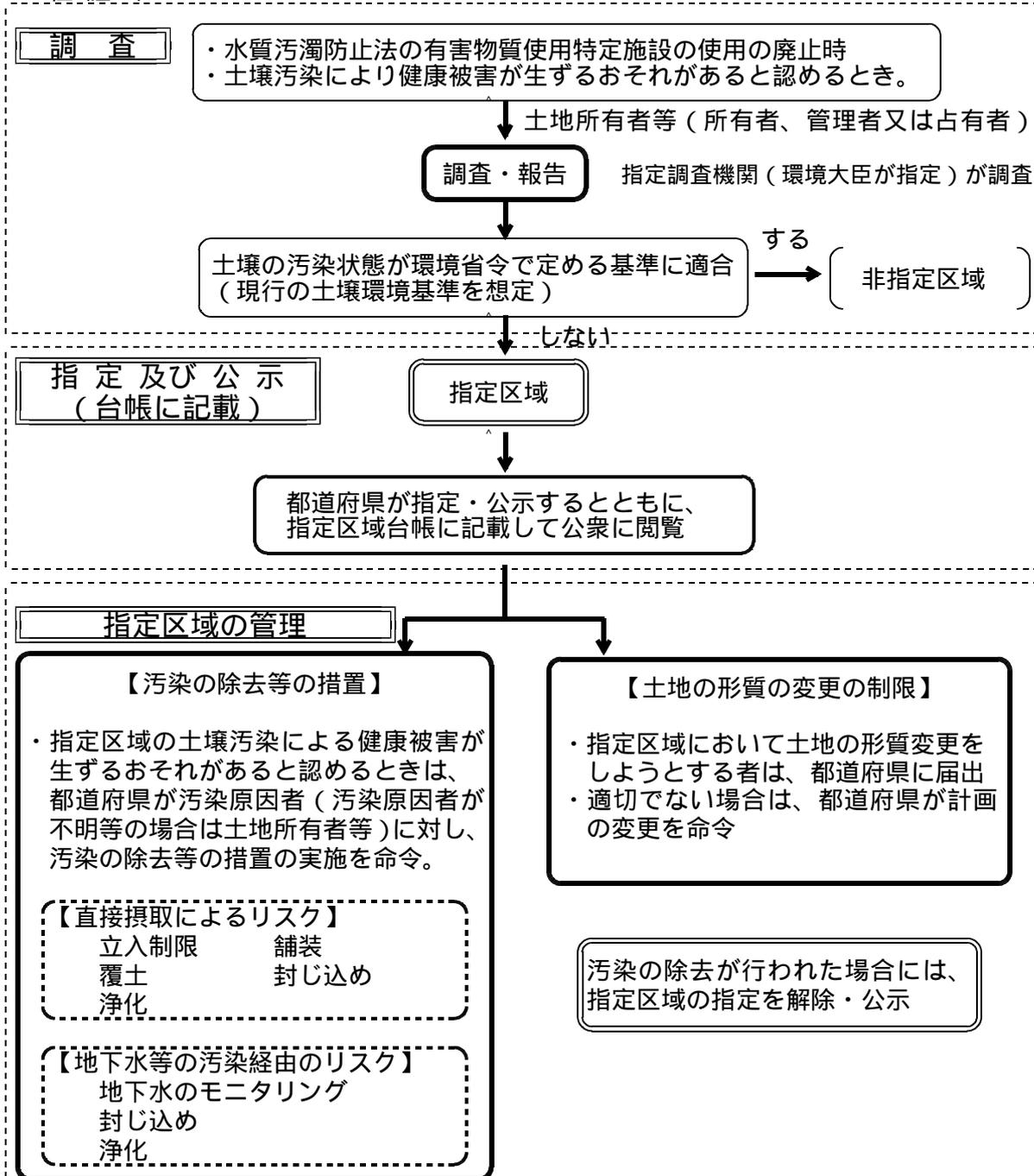
一方、現在、廃棄物・リサイクル制度の基本問題の一環として、中央環境審議会の廃棄物・リサイクル部会において汚染土壌等について別途検討されているところであるが、汚染土壌の不適切な取扱いにより汚染が拡大することのないよう、土壤汚染対策法においても指定区域からの汚染土壌の搬出を規制する等その的確な施行を確保することが必要であろう。

また、今後、実際に現場において、都道府県等、土地所有者等、指定調査機関及び措置実施機関等が同法に基づく措置を円滑かつ的確に進められるよう、国において、本答申を踏まえより詳細かつ具体的なガイドライン等を策定することが望まれる。

土壤汚染対策法の概要

対象物質： 汚染された土壤の直接摂取（摂食又は皮膚接触）による健康影響
 （特定有害物質）
 - 表層土壤中に高濃度の状態で長期間蓄積し得ると考えられる重金属等
 地下水等の汚染を経由して生ずる健康影響
 - 地下水等の摂取の観点から設定された土壤環境基準の溶出基準項目

仕組み



土壤汚染対策の円滑な推進を図るため、汚染の除去等の措置を助成し、助言、啓発普及等を行う指定支援法人を指定し、基金を設置。